

阿部家夢物語

天文四年乙未極月五日ニ於ニ尾州

森山一ニ清康様被ニ御腹を召一

從レ其大樹寺玉誉聖人様之御前ニ而

道甫様之御戒名を請取申、同七日ニ

大樹寺を罷立広き海道をへり(經)

まハリ山野ニかくれ海河ヲしのき(廻)
(隠)
(凌)

人近を深忍程ニ心をめくらし

今橋迄同十日ニ罷着之处ニ過去

清康様之御菩提之儀御尋有

旁々へ彼御戒名ヲ進ひろめ申也(弘)

就中勢州へ人をしたて(なかんずく)
(仕立) 兩度迄

大蔵殿へ申合遠州へ御下の事

ハリ相定也、從レ其かけつかへ(懸塚)

罷下、三月十七日まで待申十七日ニ

御舟付懸つかかちか所にて御(鍛冶)

若子様をおかミ申也、從レ其拙者(拝)

八又西樂寺へ罷歸也、天文五年

丙申正月吉日ニ遠州西樂寺権現

七社の御前にて御若子様之御本

意をとけさせ給へと祈念申(遂)

ふかく頼たてまつる処ニ其上

夏九十日の内ニ思ひたつ事

かならずし(成就)やうしゆつかまつる

よしひさ(久)しき人に聞なり

彼(かの)権現の御前恵日ニ七度まいり

を夏九十一日の内を(成就)しやうしゆ

申也

一 かけつかより大蔵殿本意ヲ

おもひ立日の事、同八月

四日ニひ(丁亥)のとの(午前六時頃)み卯のこくに

打立、松傳十郎殿を御供申今橋迄

まかり付成(也)、同十五日つちのへ(戌)

いぬ(戌)に大蔵殿・伝十郎殿我等も

世喜へ(籠)こもるなり、大蔵殿・

松伝十郎殿我等も又同廿六日(癸卯)三つ

のとの(卯)う形原へうつる成、其より

九月十日(癸亥)三つ(亥)のとみに時八い(亥)

ぬの時(戌)むろつかへ十郎殿様御き(戌)

やうたい(兄弟)伝十郎殿・大蔵殿我等も

御供申取出候又うる(被)ふ十月七日ニ(閏)

つちの(己)とのひ(未)つしむろつかを

ち(自焼)やきいたし今橋迄の(退)く成(也)

同十日ニ大蔵殿又本意をとけん

ために御きやうたいへ御いとま(暇乞)

申駿州へ被レ下候時我等も御いとま

こひ申、此国にねまり一度御(と脱カ・寝宿)

本意の御使申へきたために

大蔵殿へ申合(公界)くかいの儀八今

生ニおひて中をたかひ約束(違)

いたし此国へ立かへる也、黒衣の

躰(てい)にて山にか(屈)まりさとにふし(伏)

くり返しく伝十郎殿御意を

うけ申よりほかの事もなし

其以後節々遠州への書状の

とりつき我等かたへ御ほうひ(取次)(褒美)の

書状三人衆の御奉行衆よりかす(数)

あまたあり、かやうのほんくとは(許多)(加様)(反故)

不レ存まほりにかけまいらせて(守)(懸)

こそ也、又ひ(天文六年丁酉)のとのとり四月

十五日より夏し(精進)やうしんニ入

彼本意を一たひく〜とくり一
 在所大樹寺仏殿のきだはし(階)に
 かへし〜東南西北の大小神に
 我等二にあ八ぬくわんを申なり(願)
 そのうち四月つこもり(晦日)
 きのへとらにほうくめくらし(甲寅)
 文をしたゝむる也、彼筆とり八
 松傳十郎殿御心のまゝにあそ
 はすなり、しかれ八其夜ま(廻)
 ん(満)する(東北東の空一点)とらの一天二御夢想を
 我等かうむる事
 十二か八りの小かたひら段々の(替)
 おつて数十二かくると見る、それに(追)
 つきからとをひらきたけ(唐戸)
 二尺はかりの(童子)どうし三尺いて
 彼(かの)かたひらをきてれんしの
 舞をする(白洲)とみる、しらすの
 人々の事御堂より(左)ひたりの
 わきに与一殿若殿はら(輩)廿
 計にて見物候つる中より

平澤新兵衛御使として御はた(旗)
さほ(竿)ゝわきにかつきひたりの(左)
手には札木にはん(判)をすゑ(居)
堂うよりみき(右)に景なる
座敷のあると見る、そのゑん(縁)ニ
我等一人罷有所へ彼御はたさ
ほと札木を平澤新兵衛もち
来り申様、三州殿江渡し申候へ、と
我等にたしかに申つたへ我等
請取申御はたさほ(旗 竿)ゝひたりの(を)

かたに札木をみき(右)の手にたし
かにうけ取と見る、それにつき
東より鶴のをき物(置)たけ三尺
計につくりはかひ(作)にくれなひ(紅)
のまるく(丸組)ミまわり五寸はかりに
くミゆんてめてのはかひ(弓手)にか
せうさ(上座)におくとみる(置)此外
をり(折)くきやうさかな(公卿)の台(肴)
甘膳はかり座敷ニすゑ(居)ると
みる、それを与一殿事のほか

さわかしくなりた(ち) 御堂

のわきのつゐちをはねこし(築地)

廿計の人数ひきつれやふ田(藪)

をさしてゆきかたなく成給(指)
(行方)

ふとみる、彼御はたさほゝ

我等かつきこれ八くと申て

せきの橋まで行と見る(世喜)

かくのことくの夢さめ候て

加太山多宝坊にてかたのことく(甲山寺)

夢ふるまひ仕り阿闍利に

御祈念の御事頼たてまつる

と申、きのと(天文六年戊寅カ)の卯五月一日(乙卯)

にて候へ八山中へ罷越、御八幡宮

へ七日参を日に七度ツ、申也

一さて一七日まいり申まんする(満)

とらの一天ニ又見る夢想の事

井田善宮殿門前にて御馬かひ(若)
(飼)

彦太夫三(養)の笠をきて岡崎殿様

御馬かひ候御事我等一人にて中々

かいゑ申間敷候、初(飼得)の御祝言御

きやくしん(客人)の御馬三百はかり候

之間そふ(早々)御馬かひを

おほせつけられ候へと我等二

頼入(訴訟)そせうと見る也、然者

それかし(某)申やう、料足廿疋

ひきて(引出)物に出し候御馬かひ

を八しかるへきものを二人も

三人も先々たつね候へと申

付早々井田より岡崎へ帰り候

へとかたく申付鳥居朝日の

方の石にしやくつ(杖)へを立その

まゝ夢さむる也

一 彼御夢想の様躰五月廿一日

東三川(富永)と見なかにて織部殿・

本多平八郎殿・大蔵殿三人へ此

物語(残)のこさす(なんじ)懇二申也、猶々

御本意の上にて大か三様御ふ(袋)

くろさまへも御披露申也

又六月十日ニ拾三様・大蔵殿へも

西の二階にて懇ニ申也、彼御夢想

の計なりにはもか八らす御
理運の御とらせ候事末代に
おゐて御悦なり、かやうの御(奇)き
す(瑞)ひを多宝坊へ委御物語申
し(自然)せん御うたかひ御座候んと
存知末代の御ためにすな八ち
多宝房御阿闍利江夢の御ふ
るまひかたのことくつかまつ
りやかて其座敷にて以後文
証の御ために判をさせ申也

一 六月一日ニ岡崎江御本意を御と
け候也、それにつき七日より
あつかひ候て六月八日ニ無事に
罷成、然者則駿河国へ御迎
御くたし同廿五日ニ御若子様
御入城なされ候間上下万民
よろこひをなす事きわ
りなきの処ニ又無事違返
して程なくと(取合)りあひに罷成
候へ共御理運を得候也

天文六年ひのとの岡崎本意を

思ひ立吉日四月つこもりき（晦）

の（甲寅）へとらの日時を六ツ時分に御

閑へ状をめぐらし拙者、傳十郎殿（廻）

御意を得はしりめぐり頼（走）

入人々の事

一番ニ松平傳十郎殿御苦勞を以

同松善一郎殿・本多猿千代殿（并ニ）

さか遍又十郎殿御引付候

一 松平拾郎三郎殿様江彼段申入候事

御内石河藤十郎殿・内藤甚太郎殿

両所を以申入すな八ち御同心よる

こひをなし程なくろう人衆の（浪）

御在所へ此由申届候也、彼方より

拾郎殿様江何与様にも路しつか（いか）（敷）（よう）

ひ頼入よし被申候つる間

我等子にて候者御供を申津の（撰津）

国へ御湯治めされ候所へあき人を（商）

頼入三州江御若子様御入国あ

るへき雑説もつてのほかニ候

之間先々京ニと(留)め申当座
の御とりかへ(取替)五十貫程八仕候へと
申付、人をのほする也

一 松平甚三郎殿、此手筋をもつて

同松平甚三郎殿御内のおしま(六)

宗六郎此衆も其夜まで八別

儀御座なく候つるか相違候て

御同心なく候へ共彼ち(カ)からをも

うくる也

一 阿部甚五郎殿を頼入

松平彦四郎殿を申調候并西条二
おゐて 御安慶様同御内人
とを(富永)なか殿・一色小三郎殿 何も(いずれ)

彼御人数を申うくる処に其夜

松彦四郎殿まつくあひのへ

させられ候事により御手を

あはせ(ら)ちれす候つる、乍レ去

力を八うくる也

一 城を取つこもりの日調人

数之事今村甚三郎殿を

頼入わたり中書の儀を申調也

一 林藤助殿の儀を以て松平

弥十郎殿・中山勘右衛門殿・やなた

平三郎殿・同平九郎殿此分を申

調也

一 御台所、八郎五郎を以天野清右衛門殿・

植村新六郎殿申調也

一 御つめ衆の事、是八まへよりして

仰合(か)られける、我等八城取へき七ツ

時分ニ林藤助殿を頼入申合候也

林藤助殿、大くほ新八郎方、成世(瀬方)

藤三方、成世又太郎殿、大加孫四郎殿

彼五人衆者其夜勢をいたす也

此外御つめ衆の事、屋かう甚六方(八國)

申合けるか城へその夜八御出なく

候間かくのことく申也

一 河村隼人殿・同半二郎殿、是八我等

申合候也

一 御中間衆六郎左衛門・孫五郎・八郎

五郎彼三人を申(衍字)申(衍字)きかせ二人八

(牧平) まきひら迄御あしかる衆の迎に

つか八するなり、かくのことに

申調、はや夜八(更)ふけ行へとも(候脱力)

大か三様人(質)しちに御座候子細二

より十三の御前相延候処を石川

傳太郎殿・植村新六郎殿・天野清右衛門殿・

内藤甚太郎殿・林藤助殿彼五人

衆へ我等(金打)きんちやう仕候事

大か三様御儀ニおゐて如在御座

有間敷子細候とて只今本平

阿大方より人をつかわされ候と

申(金打)きんちやう計十一ヶ度仕らん

此上にて拾郎三郎殿御同心候て

御本意也

御足輕衆人数百計申合ことく

ねい(根石原)しはらまで我等迎ニま(

かり(罷越)こへ御城へすなほに引

気也(取)、其上天野清右衛門殿人

しち(質)とし、又太郎殿を(浪力)窄人衆

の迎ニこい申、松傳十郎殿を我等

御供申、三人を同心桜井寺迄
罷越其朝五ツ時分ニ岡崎御城へ
御うつり候て各喜悦之まゆ
を御ひらき事也

富士・白山蒙ニ御罰一并無間三悪ニ
永墜在可レ仕者也、仍彼忠節
之段拙者末代之為ニ子々孫々一
如レ此書留乎

一 彼御本意御閑何もくおほし

めし雖ニ被レ立候一中にも

阿部四郎兵衛入道

我等如レ此苦勞仕候事織部殿・

六月十二日

定次判

本多平八殿・阿部大蔵殿彼三人衆

能々御存知にて候彼おもて

一点(虚言)きよこんなく候、若虚言候者